

令和2年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和2年9月15日午前8時57分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	芝健治
企画員		企画員	
税務課長	平尾好孝	住民生活課長	坂本厳
住民生活課員	宮本真里	住民生活課員	木村陽子
企画員		企画員	
住民生活課員	陸平志保	住民生活課員	瀬田和哉
企画員		企画員	
産業建設課長	栗田信孝	産業建設課員	山根康生
		企画員	

産業建設課 企画員	吉田 忠弘	上下水道課長	橋本 秀行
上下水道課 企画員	谷本 誠	教育委員会 総務課長	中松 秀夫
教育委員会 総務課 学校給食センター 長	前芝 由希	教育委員会 生涯学習課長	三浦 誠

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 73 号 上富田町課設置に関する条例（案）
- 日程第 2 議案第 74 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 75 号 令和 2 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議案第 76 号 令和 2 年度上富田町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 5 議案第 77 号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第 6 選挙第 9 号 上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 7 発委第 1 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書（案）
- 日程第 8 発委第 2 号 「防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める」意見書（案）
- 日程第 9 議員派遣の件について
- 日程第 10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前8時57分

○議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会いたします。

なお、本日もクールビズ対応で、上着を取っていただいて結構です。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

△日程第1 議案第73号～日程第3 議案第75号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第1 議案第73号、上富田町課設置に関する条例（案）の件から日程第3 議案第75号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件まで3件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。榎木議員より挙手の申出がありますので、これを許可いたします。

---

△日程第1 議案第73号

○議長（大石哲雄）

日程第1 議案第73号、上富田町課設置に関する条例（案）の件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

おはようございます。

この条例においてですけれども、この間、町長からも来年はちょっと職員数が1名減るんですか、たしかそんなお話もあったと思うんですけれども、この課を細分化するという事の中で、何かデメリット的なことはどんなことがあると考えられておられますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課長、水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

8番、松井議員の質疑にお答えします。

まず、課を細分化するという事で、今まで慣れ親しんできた課が細分化されることによって若干業務内容が分かれることとなります。そのために、今まで16年間皆さんが親しんできました課ではなく、別の課に行くことが考えられます。細分化することによってデメリットと言え、今までの皆さんが記憶にある課ではなく、別の課に行っていただくと、そういうところで、少しまごつかれるというか、若干、そういうところがデメリットと言えデメリットになるかと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

何をちょっとお聞きしたかったかといえ、イメージ的に課長さんがおって、人員がおるときに、例えば、こっちの仕事で間が詰まるときに、おまえそっち行ってくれとか、采配できやすいように思うんです。僕も民間におったから、そうやった。ただ、細かくなったときに、こっちにも課長さんおるよ、こっちにも課長さんおるよ。じゃ、こっちの仕事を手伝いたいときに、意見とか、横のつながりですね、こういったことというのは、どうなるのかなど。例えば、小さな課だったら、みんな、外に全員出てしまってもうおらんから、ちょっと対応できないんだとか、そんなことのイメージでちょっとお聞きしたんですけれども、その辺は、やっぱり臨時職員さんとか雇って、補充するとか、そんなお考えお持ちですか。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

8番、松井議員さんにお答えします。

おっしゃるとおり、職員数が少なくなるという課も出てきます。その場合は、会計年度任用職員さんで留守番といいますか電話番をしていただいたりします。ただ、今までどおり、課を越えてしなければならない業務、例えば、総務政策課から総務課に移りますが、選挙の事務等、それとか大きなイベント、それにつきましては、今までどおり課を越えて皆さんの職員の連携した業務に当たっていただくことにはなります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

よく分かりました。

最後、一個だけ聞かせてください。そういった会計年度任用職員さんを雇うということがあろうかと思うんですけれども、正職員さんと会計年度職員さんが同等の仕事をするよというようなことも想定はされますか、されませんか。

○議長（大石哲雄）

水口君。

○総務政策課長（水口和洋）

お答えします。

職員の指示の下に、ある程度業務として会計年度任用職員さんには責任を持った仕事をしていただくこととなりますので、ほぼ同等近くの業務をしていただくときもあります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第73号、上富田町課設置に関する条例（案）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## △日程第2 議案第74号

○議長（大石哲雄）

日程第2 議案第74号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件につ

いて質疑を行います。

まず、歳出14ページから31ページまで一括でお願いします。

質疑ありませんか。

歳出、質疑ないですか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

それでは、歳入8ページから13ページ、一括でお願いします。

全体ではありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第74号、令和2年度上富田町一会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第75号

○議長（大石哲雄）

日程第3 議案第75号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第75号、令和2年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第76号

○議長（大石哲雄）

日程第4 議案第76号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、中島君。

○総務政策課企画員（中島正博）

よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第76号についてご説明をいたします。

議案第76号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第5号）

令和2年度上富田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,263万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億9,508万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

19款繰入金で、補正前の額に今回2,263万5,000円を追加し、3億8,072万円と定めています。

歳入合計では、補正前の額に2,263万5,000円を追加し、82億9,508万9,000円と定めています。

歳出です。

4款衛生費で、補正前の額に今回2,263万5,000円を追加し、8億2,045万9,000円と定めています。

歳出合計では、補正前の額に2,263万5,000円を追加し、82億9,508万9,000円と定めています。

次のページをお願いします。3ページです。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては、このページから5ページまでは、恐れ入りますが、お目通しをお願いします。

各内訳につきましては、歳出から説明いたしますので8ページをお願いいたします。

8ページでございます。

3歳出。

4款衛生費の1項保健衛生費、2目予防費で補正前の額に2,263万5,000円を追加しています。明細は11節需用費、12節役務費で事務費を措置しています。13節委託料で、これはインフルエンザの予防接種なんですけど、通常分より、後で申します無料化するものですから、予防接種を受けられる方が増えるだろうということで委託料を増額してございます。

19節負担金、補助及び交付金については、インフルエンザ予防接種の本人負担を無料化するものですから、その無料化する部分について助成金として措置するものがございます。

それでは、歳入の説明をいたしますので、6ページをお願いします。

2の歳入。

19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金で2,263万5,000円を追加しています。今回の補正において必要な一般財源を補填するものがございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願いいたします。



ます。

○議長（大石哲雄）

これより、本件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第76号、令和2年度上富田町一般会計補正予算（第5号）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第77号

○議長（大石哲雄）

日程第5 議案第77号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

議案第77号、上富田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記。

氏名、池田千秋、住所、上富田町岡384番地の4、生年月日、昭和33年11月27日。

令和2年9月15日提出。

上富田町長奥田誠。

それでは、上富田町教育委員会委員の任命についての提案説明をさせていただきます。

このたび、上富田町教育委員会委員の出羽幹生氏が本年10月11日をもって任期満了となり、ご本人より今限りで退任したい旨の申出があり退任いたします。

出羽氏につきましては、平成24年10月12日より、2期8年間教育委員会委員として務められました。学校教育をはじめ生涯学習にわたり上富田町の教育行政を担っていただき誠にありがとうございました。

後任の委員として池田千秋氏を選任していただきたいと考え、お願いするものであります。

教育委員の選任に当たっては、教員などの教育の専門家だけに偏ることなく、幅広く有識者の中から選任することが望まれています。4名の委員の中には、既に保護者や弁護士の方が含まれていますので、今回、教職経験者の選任をお願いするものです。

池田千秋氏は、白浜町や田辺市の中学校で教鞭を執られ、陸上競技の顧問として生徒の育成に携われ、田辺市立上秋津中学校の教頭職を務められ、平成30年度末に定年退職を迎えられています。生徒理解や学校運営に至る経験豊富な識見を持って本町教育にご示唆をいただけるものと考えております。町の教育、子どもの生きる姿、生涯学習の充実に幅広く寄与していただける人材であり、今回上富田町教育委員会委員として任命したいので議会の同意をお願いするものであります。

任期は令和2年10月12日から令和6年10月11日までの4年間となりますので、何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

これより、本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第77号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することに決しました。

---

△日程第6 選挙第9号

○議長（大石哲雄）

日程第6 選挙第9号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第9号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

記。

選挙管理委員会委員4名。

同補充員4名。

令和2年9月15日提出、上富田町議会議長大石哲雄。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前 9時18分

---

再開 午前 9時18分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

指名いたします。

選挙管理委員会委員に、上富田町岩田1813番地、野田浩君、上富田町市ノ瀬700番地の内1号、福田俊夫君、上富田町生馬635番地、円光孝生君、上富田町朝来2668番地、湯川征哉君を指名いたします。

同補充委員に、上富田町……。

（発言する声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時18分

---

再開 午前 9時25分

---

○議長（大石哲雄）

再開いたします。

選挙管理委員会同補充員に、上富田町岩田114番地の2、笠松眞年君、上富田町市ノ瀬1073番地、木下正美君、上富田町南紀の台60番地11、大隈優子君、上富田町生馬501番地、福田睦巳君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました皆さんを上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました皆さんが上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

なお、当選順位は、ただいま発表した順位といたします。

---

**△日程第7 発委第1号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第7 発委第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書（案）の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

**○事務局長（森岡真輝）**

朗読いたします。

発委第1号。

令和2年9月15日。

上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、総務教育常任委員会委員長家根谷美智子。

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

提案理由の説明を求めます。

3番、家根谷美智子君。

### ○3番（家根谷美智子）

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書（案）について朗読します。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日。

上富田町議会。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣ということであります。

それでは、意見書案について説明いたします。

この意見書は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことの意見書となっています。

和歌山県内の市町村も9月議会に、こういった内容の意見書の提出をしています。

この意見書は可決をいただいた後には、衆参両議長並びに担当大臣に提出する予定となっています。

どうぞ、ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発委第1号、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める」意見書（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大石哲雄）

日程第8 発委第2号、「防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める」意見書（案）の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

発委第2号。

令和2年9月15日。

上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、総務教育常任委員会委員長家根谷美智子。

「防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める」意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

3番、家根谷美智子君。

○3番（家根谷美智子）

「防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書」（案）について朗読します。

和歌山県においては、近年、頻発化・激甚化する台風や局地的豪雨への対策のみならず、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震への対策が喫緊の課題となっている。

そのような中、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の取り組みが最終年度を迎えるが、引き続き対策が求められる個所が県内に点在しており、また、老朽化の進む既存の社会資本は、災害時に被災しやすいなど国土強靱化の支障となっている現状にある。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大による社会経済活動の停滞により、地域経済は大打撃を受け、危機的状況にあるが、今後は感染症への対策に万全を期しながら、地域経済の復興に向け早急に対応する必要があり、そのためには公共事業の推進が重要な役割を果たすと期待するものである。

ついては、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の着実な整備と一日も早い地域



経済復興のため、必要な公共事業予算を安定的に確保し、防災・減災対策、さらには地域の特徴を生かしたまちづくりなどこれまで以上に推進する必要があることから、下記の事項に特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記。

1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。

2 今回の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に含まれていない社会資本の老朽化に対策について、予防保全への転換に向け、計画的かつ着実な取り組みが推進できるよう特段の措置を講じること。

3 地方の社会資本整備を着実に推進するため公共事業予算の安定的かつ持続的な総額を確保するとともに、地域経済の早期復興を図るため公共事業を含めた追加的な補正予算を編成すること。

その際、臨時交付金による地方負担軽減策を併せて講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日。

上富田町議会。

提出先としましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、衆議院議長、参議院議長ということであります。

それでは、意見書案について説明いたします。

この意見書は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の取り組みが最終年度を迎えようとしているが、引き続き対策が求められる箇所が県内に点在しており、また、老朽化の進む既存の社会資本は、災害時に被災しやすいなど、国土強靱化の支障となっている現状にあります。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大による社会経済活動の停滞により、地域経済は大打撃を受け、危機的状況にあります。

そんな中において、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の着実な整備と一日も早い地域経済復興のため、必要な公共事業予算を安定的に確保し、防災・減災対策、さらには地域の特徴を生かしたまちづくりなど、これまで以上に推進していくための予算措置が必要となるため要望するものであります。

和歌山県議会でも、6月議会において意見書を採択しています。9月議会において、西牟婁郡3町でこういった内容の意見書を提出していくものです。

この意見書は、可決をいただいた後には、内閣総理大臣及び衆参両議長並びに、各担

当大臣に提出する予定としています。

どうぞ、ご賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、発委第2号、「防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める」意見書（案）の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第9 議員派遣の件について

○議長（大石哲雄）

日程第9 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第121条の規定により、別紙配付のとおり議員を派遣したと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

---

### △日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

#### ○議長（大石哲雄）

日程第10 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

事務局長。

#### ○事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査を要する調査事項についての申出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会家根谷美智子委員長より28項目、産業民生常任委員会松井孝恵委員長より25項目、議会広報特別委員会正垣耕平委員長より1項目、議会運営委員会山本明生委員長より3項目、以上となっております。

また、2としまして、目的については所管事務調査、3、方法及び期間は委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本定例会の会議に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

令和2年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に上程しました報告議案につきまして慎重審議をしていただき、全てを承認していただきまして、誠にありがとうございます。

令和元年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算認定は決算審査特別委員会を設置して審査していただくことになりました。正垣委員長さんをはじめ委員の皆さんには、ご多忙のことと存じますが、審査していただき、認定していただけるようお願いいたします。

まず、大型で強い台風10号は九州地方に接近し、これまでにない最強クラスで記録的な暴風が吹き、非常に激しい雨が降りました。この台風10号で甚大な被害を受けられた皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、災害でお亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りを申し上げます。一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、田辺保健所管内ではお盆明けに発生したクラスターのダイニングバー・バウンドビープラスと、ねむの木食堂が店名を公表され、感染の囲い込みが抑えられたのか、田辺保健所管内では新規感染者は8月下旬から収まり、今月に入ってもほとんどゼロの状況であります。また、県から発表されていた長時間の飲食等の自粛要請も9月4日付で解除されました。上富田町も、ここで気を緩めることなく感染予防に細心の注意を払いながら新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したまま感染予防に万全の対策をもって行政運営を行いたいと考えています。

次に、多くの方が新型コロナウイルス感染症に対して不安を抱く中、発表された感染者を特定し、SNSなどで個人への誹謗中傷や、個人情報等を拡散するなど、人権侵害に当たる悪質な行為が見受けられます。新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があることを理解し、不確かな情報に惑わされたりすることなく、人権に配慮した冷静な判断を心がけていただくように町民の皆さんにもお願いするところでございます。

今後は、新型コロナウイルス感染症に感染した人などが不当な差別取扱いを受けることなく、安全・安心な生活を送ることができるよう、誹謗中傷をさせないために町として、どのようなことができるのか対応策を検討していきたいと考えております。

次に、第4回定例会までには様々な行事が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のためほとんどが中止となっています。今後の行事につきましても、新型コロナウイルス感染状況を見ながら検討をしていきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策における寄附につきましては、7月29日の臨時会で説明した以降、8月26日に平野好史様、並びに株式会社オーケー光学様よりフェースシールドを各50枚ずついただきましたので報告をいたしまして、令和2年第3回上富田町議会定例会を閉会するに当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

---

## △閉 会

### ○議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により、本日をもちまして閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて令和2年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前9時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長            大石 哲雄

議事録署名議員            吉本 和広

議事録署名議員            田上 明人